

第14回豊岡市障害者自立支援協議会全体会議 会議録要旨

注) 会議録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。

発言内容をもとに一部表現(文言)を変えて表記している箇所があります。

と き：平成29年3月27日(月) 13:30～16:20

ところ：豊岡市役所立野庁舎 1階多目的ホール

出席者：出席委員 19名

欠席委員 1名

※豊岡市障害者自立支援協議会運営会議委員、事務局の出席あり

傍聴人 2人

会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 報告・協議事項
 - (1) 豊岡市障害者自立支援協議会運営会議の報告について
 - ① しごと部会
 - ② こども部会
 - ③ せいかつ部会
 - ④ 相談支援グループ
 - (2) 平成29年度の取り組みについて
- 5 その他
- 6 閉 会

1 開 会

【事務局】

今回の委員さんの出席状況ですが、出席委員19名、欠席委員1名です。豊岡市障害者自立支援協議会設置要綱第7条第3項の規定により、委員の過半数が出席されておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

なお、本日、ひょうご発達障害者支援センター クローバー 豊岡 brunch の成田委員の代理として、同じくひょうご発達障害者支援センター クローバー 豊岡 brunch の鉦橋様が代理として出席されておりますので、あらかじめご了承ください。

また、全体会議は要綱第7条第5項の規定により、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、また必要な説明、資料を求めることができるとしております。本日は、豊岡市障害者自立支援協議会運営会議委員にご出席いただいております。

本日は第14回目の全体会議になりますが、全体会議で協議、提案していただきました、豊岡市の地域課題につきまして実務者レベルの運営会議にて協議を重ねてまいりました。運営会議の詳細な活動につきましては、後程、会議の中で報告いただくこととなっておりますので協議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第14回豊岡市障害者自立支援協議会全体会議を開催させていただきます。

2 委嘱状交付

【事務局】

会議に先立ちまして、委嘱状を交付させていただきます。昨年10月に開催しました第13回全体会議以降に民生委員の改選により委員の交代がありましたので 豊岡市民生委員児童委員連合会 副会長 岡崎直美 様に委嘱させていただきます。委嘱状の交付につきましては、誠に恐縮ですが、お席に置かせていただいておりますので、これをもちまして委嘱状の交付に代えさせていただきます。ご了承ください。要綱第5条により、全体会議の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすることとなっておりますので、任期は平成30年10月20日までとなっております。大変ご苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

3 あいさつ

<会長あいさつ>

【事務局】

続きまして、議事に入ります前に、事務局からお断りをさせていただきます。

先ずこの会議は、原則公開会議とし、一般市民の傍聴を可能とさせていただいております。ただし、傍聴人による発言、録音、撮影は認めないものとさせていただいております。本日2名の傍聴人がございます。

また、会議録でございますが、レコーダーで記録いたしますので、発言をしていただきます前に、必ずお名前を言っていただきますようお願いいたします。会議録につきましては、お名前は伏せた上で、要録として市のホームページ等で公開をさせていただきます。

それでは、これからの進行につきましては、豊岡市障害者自立支援協議会設置要綱第7条第

1 項の規定に基づきまして、会長に議長を努めていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

4 報告・協議事項

(1) 豊岡市障害者自立支援協議会運営会議の報告について

【議長】

まず、(1) 豊岡市障害者自立支援協議会運営会議の報告について、この一年間を総括して運営会議代表から報告していただきます。

【運営会議代表】

運営会議では昨年に引き続きまして、幅広い課題に対応できるよう、「しごと」、「こども」、「せいかつ」の3つの部会を編成し、せいかつ部会には、より具体的、かつ専門的に課題を協議していくために4つのプロジェクトチームを作り課題解決に向けて具体的な取り組みを行っています。また、「相談支援グループ」では、市内のすべての相談支援事業所にグループに入っただき、知識を深めるとともに情報を共有し事業所間の連携を図ることで、当事者、利用者みなさんに対して細やかな支援ができるように努めております。

それでは、今年度、それぞれの部会で協議、取り組みをした内容につきまして報告をさせていただきます。

まず、しごと部会での取り組み内容につきまして説明をよろしくお願いいたします。

【議長】

各部会とも資料、報告が多くございますので簡潔に報告をお願いいたします。

① しごと部会

<資料に沿って説明>

【議長】

各部会、グループからまとめて報告いただき、後ほど質問や意見をいただきたいと思います。

② こども部会

<資料に沿って説明>

③ せいかつ部会

<資料に沿って説明>

④相談支援グループ

＜資料に沿って説明＞

【議長】

各部会からの報告していただきましたが、質問やご意見等ございましたらお願いします。それではしごと部会の報告について何かご質問等ありますか。

①しごと部会について

【K委員】

しごと部会からの報告で障害者雇用に取り組んでいる企業を市広報に掲載し、その後、問い合わせ等まだないとのことでしたが、企業からハローワークに問い合わせがありました。企業に対しても障害者雇用に取り組んでもらう、障害者雇用を知ってもらう効果があったと思います。

また、ハローワークは障害者雇用について企業側に指導に回る立場にあります。企業側は障害者雇用が必要であるという理解はしている。6割が障害者雇用、法定雇用率を達成しているが、4割は未達成である。少なくとも40人以上の障害者雇用が必要となってくるということである。企業側は障害者雇用というと身体障害者を意識している。企業側から具体的に身体障害者という言葉はないが、障害者雇用は身体障害者をというイメージを持っている。このDVDを活用して企業意識も変わってくると思う。

【副議長】

先ほど、このDVDの活用ということで教育の場面でも活用していければとの話がありましたが、そうであれば、教育の場面で使用することをこの自立支援協議会全体会議の場です承を得ておくほうが良いと思います。

雇用、教育の場で活用することを了承していただいたということで良いですね。

あと、このDVDの著作権について整理しておく必要があると思います。また、管理をどこで行うのですか。

【事務局】

このDVDの管理、権限は、自立支援協議会の事務局ということになります。

【副議長】

DVDの複製については、自立支援協議会で了解を得るということによろしいですね。

②こども部会について

【E委員】

こども部会のお話しカフェについてですが、参加された方からは大変良かったとの声を聞いています。また、相談員として関わっている保護者の方からも、今回は参加できなかったけれども参加したかった、周りの健常者の方の保護者には話せないこともある、同じ悩みを持つお母さんと話しがしたい、という声もありました。

今後、このお話しカフェを保護者の自主的な活動にとのことですが、もう少し自立支援協議会と協働で続けて欲しいと思います。保護者組織を育てるのも自立支援協議会の役割ではと思います。

必要に応じて、ペアレントメンターに入ってもらえるのでしょうか。

【C委員】

ペアレントメンターについて説明させていただきます。発達障害者支援センタークローバーで研修を受けた保護者の方がペアレントメンターとして活動しておられます。北但広域療育センターのすまいるカフェで活動していただいています。発達障害のある児童の保護者を対象に2ヶ月に1度開催しています。発達障害のある児童の保護者限定となっているため、全体の話としては難しいです。北但広域療育センターでも必要と感じる方はペアレントメンターにつながっています。

質問ですが、保護者代表複数名と協働でと報告にありましたが、どのような障害をお持ちの保護者の方が代表となられていますか。

【こども部会】

発達障害、知的障害、重心の方の保護者の方と特にどの障害ということはありません。立候補していただき保護者の方には内諾を得ている状況です。

③せいかつ部会について

【E委員】

重心の方のグループホーム「菜の花ホーム」を視察されていますが、グループホームの費用について、障害年金の範囲でやっていけるのかということと、地域住民との関わりについても大切だがどのようにされているのか、どこの地域でも人材不足というのはありますが、添付資料①P26に職員の働きやすさにも配慮がなされていると記載がありますがどのような配慮がなされているか、分かる範囲で構いませんので教えていただけませんか。

【せいかつ部会】

グループホームの費用についてですが、障害年金の範囲内でやっていけると聞いています。また、地域の方との関わりについてですが、視察に行かせていただいたときはまだ入居者が 1 名という状況でした。地域の方との交流については確認できていません。もうひとつ、職員の働きやすさへの配慮についてですが、同じ建物内に保育所が設置されています。

【副議長】

添付資料②のアンケート集計について確認させていただきたい。このアンケートは障害分野と介護保険分野の 2 分野の比較をするためのアンケートなののでしょうか。

アンケートを分析すると、障害分野と介護保険分野を割合的に言うと、そもそも分母が違うので二つを比較することはできないのではないのでしょうか。

【せいかつ部会】

アンケートについては、障害と介護分野での意識調査とそれぞれのプランへどのように位置付けられているかの実態把握で比較ではありません。

【副議長】

では、アンケートをする前に思っていた予想と同じ結果となったということがわかったということでしょうか。両分野とも喀痰吸引についてもっと知りたい、という結果ということではないのでしょうか。

【M委員】

このプロジェクトチームには豊岡健康福祉事務所も参加させていただいている。この但馬地域はALSなど神経難病の方が人口割に多く、在宅の人工呼吸器装着者も多いという特徴があります。「特定の者対象」指導者講習会を全ての訪問看護ステーションが受講済みで、実地研修も 2 人の方が修了しておられます。研修に必要なモデル人形も出石訪問看護と豊岡健康福祉事務所で購入しております。

このプロジェクトチームの取り組みにより喀痰吸引については前進しており、感謝しております。来年度も一緒に取り組みを進めていければと思います。

④相談支援グループ

【F委員】

相談支援グループの我が町の相談支援体制のあるべき姿について検討されているが、新規の

依頼が増えているがどのように扱っているのか、ということと、相談支援のグループと部会の違いは何ですか。

【相談支援グループ】

新規のケースについては、本来なら基幹相談支援センターが集約して各相談支援事業所に割り振るのが良いかと思うが、現状としては利用者本人が相談支援事業所を探すということとなっている。

【D委員】

「我が町の相談支援体制のあるべき姿」については何を狙って検討をされているのですか。

【議長】

相談支援グループのあり方については、来年度の取り組みと合わせて、のちほど協議したいと思います。

(2) 平成 29 年度の取り組みについて運営会議代表から報告してください。

【運営会議代表】

<資料に沿って説明>

【議長】

それでは、先ほどF委員から意見のありました相談支援グループと部会の違いは何かということについてです。これについては、運営会議の場でもいろいろ意見がありました。そもそも自立支援協議会ができた時には相談支援はありませんでした。平成 27 年度から相談支援グループとして相談支援事業所にも参加していただき取り組んでいこうということになりました。

【D委員】

相談支援グループの役割は地域課題の抽出、提案が役割となっている。資料にあがっている来年度の取り組みを見ても地域課題の抽出、提案が相談支援グループの取り組みとなっている。だから相談支援はグループとなっていると理解している。

【F委員】

相談支援グループとするならグループが要綱に位置付けられていません。

【副議長】

要するに、相談支援を部会にするか、グループを要綱に位置付けるのか、そのままでいくのかということですね。

議論する場合に必要なこととして、部会にするメリット、デメリットを整理しておく必要があると思います。要綱に位置付けることによりどのように変わるかというあたりです。

【相談支援グループ】

相談支援グループは任意の位置づけと理解しています。ここにはでてきていませんが、運営会議の中で来年度の体制について、相談支援グループが自立支援協議会の組織から外されたものが示されました。基幹相談支援センターの取り組みの中に相談支援グループが位置付けされていました。相談支援グループとしてはきちんと位置していただきたいと思います。

【副議長】

相談支援グループは任意の位置づけではないはずです。自立支援協議会全体会議の場で承認され活動をしていただいているはずです。

【E委員】

確認しておきたいのですが、この相談支援グループを部会にというのは相談支援グループ皆さんの総意ですか。

【相談支援グループ】

相談支援グループのメンバーとしてはきちんと位置付けてほしいと考えています。

【D委員】

相談支援グループの来年度の取り組みとして「地域課題の抽出・提案」となっているが、そもそも今年度はどうだったのでしょうか。

【事務局】

相談支援グループを部会にするか、グループを要綱に位置づけるのか、そのままでいくのかという議論がありましたが、現在の要綱では、部会は所掌事務について必要な調査及び検討を行うこととなっており、運営会議は所掌事務についての需要や課題を定期的に集約し、協議会に提案することとなっています。相談支援の役割は、D委員の意見にもあったように、地域課題をあげていくことだと思います。例えば、部会として位置付けると調査等を行っていただく

こととなり、現在、相談支援の現場が大変な状況の中、負担とならないか心配されます。そのあたりも踏まえ、検討していただければと思います。

【副議長】

今、相談支援グループの位置づけはどうすればよいかという話をしていますが、委員の皆さんの中には今の状況等理解されていない方もあるかと思います。皆さんの意見はいかがですか。

【P委員】

要綱を見ますと、要綱第7条第5項、要綱第9条第1項、第2項が関係してくるかと思います。

【副議長】

さらに要綱第8条第2項（1）も該当すると思います。

採決するとしても会長、副会長が入ってよいものかはっきりしていません。事務局は必要があれば要綱を改正されるということですね。

【事務局】

必要があれば改正します。

【K委員】

相談支援グループを部会にするかどうかについては、今すぐ決められないのではないのでしょうか。もう少し整理をする必要があるのではないかと。

【議長】

では、この相談支援グループをどのように位置づけるかということに関しては、次回の全体会議に諮ることでみなさんご理解していただけますか。次回はおそらく平成29年10月かと思います。次回と言いましたが、できるだけ早急に整理したいと思います。みなさんよろしいでしょうか。

<異議なし>

では、先ほど示されました来年度の取り組みについてもよろしいですね。

<異議なし>

【運営会議事務局】

前回の自立支援協議会全体会議において、自立支援協議会の会長名で作成、発送する文書、アンケートなどの責任の所在という話がありました。本来は、自立支援協議会全体会議で承認を得てから発送なりする必要があるが、年2回しか全体会議が開催されません。そのため、今後、自立支援協議会の名前で発送するものは、自立支援協議会会長、副会長、運営会議代表に内容をご確認いただいて、それから発送等行うということで進めさせていただくということを確認しておきたいです。

【副議長】

自立支援協議会名で発送するものは、会長、副会長、運営会議代表が確認するということで、自立支援協議会の承認に代えるということです。委員の皆さんにも了解をしていただきたいと思います。みなさんよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

6 閉会

【議長】

それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。では副会長からごあいさつをお願いします。

＜副会長あいさつ＞

【事務局】

ありがとうございました。議長につきましては、スムーズな議事、進行ありがとうございました。ここで、健康福祉部 福井部長よりごあいさつ申し上げます。

＜部長あいさつ＞

【事務局】

これをもちまして閉会とさせていただきます。お忙しい中にも関わりませず、ご出席いただきましてありがとうございました。